

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第4号の規定に基づき、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用と認められる障害者に対する助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年後見人及び成年後見監督人
- (2) 保佐人及び保佐監督人
- (3) 補助人及び補助監督人
- (4) その他市長が前3号に準ずると認める者

2 この要綱において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 被補助人
- (4) その他市長が前3号に準ずると認める者

(助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用(以下「審判請求費用」という。)
- (2) 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料(以下「登記等手数料」という。)
- (3) 民法第八百六十二条(同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報酬(以下「成年後見人等報酬費用」という。)
- (4) その他市長が前3号に準ずると認める費用

(助成の対象者)

第4条 審判請求費用及び登記等手数料(以下「審判請求申立費用」という。)の助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する成年被後見人等で、当該費用の一部又は全部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者とする。ただし、原則として本人の預貯金、現金、有価証券その他の資産の合計額が前条第1項の規定に基づく額に50万円を加えて得た額を上回る場合又はこれに準ずると認められる場合は、助成の対象から除

く。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記載され、現に本市に居住し、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする65歳未満の者(法第19条第3項、第52条第2項及び第76条第4項の特例(以下「居住地特例」という。)を本市以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。)で受けている者を除く。)
  - (2) 本市の居住地特例を受けている者
  - (3) 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条第1項に規定する施設等に入所する者のうち、本市の決定により入所している者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 成年後見人等報酬費用の助成の対象は、前項各号のいずれかに該当する成年被後見人等で、成年後見人等報酬費用の一部又は全部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者とする。ただし、原則として本人の預貯金、現金、有価証券その他の資産の合計額が助成上限額に50万円を加えた合計額を上回る場合又はこれに準ずると認められる場合は、助成の対象から除く。
  - 3 前2号にかかわらず、本市以外の市町村において同様の助成を受けられる見込みがある者又は受けている者については、助成の対象としない。
  - 4 既に死亡した成年被後見人等が第1項又は第2項に規定する対象に該当する場合は、その者の成年後見人等であった者を助成対象者とすることができるものとする。

(助成の額)

- 第5条 審判請求申立費用の助成額は、第3条第1号及び第2号に規定する審判請求に要する費用の実費相当分とする。ただし、診断書作成手数料については6,000円を、鑑定費用については100,000円を上限とする。
- 2 65歳未満の者に係る成年後見人等報酬費用の助成額は、成年後見人等の人数にかかわらず、成年被後見人等一人につき月額2万円を上限とする。なお、助成額は、報酬付与の審判請求に基づき裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬の額(以下「報酬額」という。)と、助成対象月数(当該報酬額の対象となる期間の初日の属する月から末日が属する月までの月数をいい、12月を上限とする。)に2万円を乗じて得た額(以下「助成上限額」という。)を比較して、いずれか少ない方の額とする。
  - 3 65歳以上の者に係る成年後見人等報酬費用の助成額は、八王子市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の例による。
  - 4 前2号の年齢については、第9条に規定する成年後見人等報酬費用助成の申請があった時点における成年被後見人等の年齢による。
  - 5 第3条第4号に規定する費用の助成額その他必要な事項に関しては、別に定める。

(審判請求申立費用助成の申請)

- 第6条 審判請求申立費用の申請をすることができる者(以下「申立費用申請者」という。)は、成年被後見人等又は成年後見人等(代理権を付与された者に限る。)とする。
- 2 申立費用申請者は、成年後見等審判請求申立費用助成申請書(第1号様式)に市長が必要とする書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

3 成年被後見人等に生計を一にする者がいる場合、申立費用申請者は、助成を必要とする状況の証明をしなければならない。

(審判請求申立費用助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、成年後見等審判請求申立費用助成決定(却下)通知書(第2号様式)により、決定内容を申立費用申請者に通知するものとする。

(審判請求申立費用助成金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により、助成金額が決定した申立費用申請者は、速やかに成年後見等審判請求申立費用助成金の請求書(第3号様式)により、市長に対し助成金の請求をするものとする。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに当該助成金を交付するものとする。ただし、八王子市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱に基づく審判の請求(以下「市長申立て」という。)を行った者については、市長が一旦負担した審判請求申立費用と相殺し、その全額又は一部を求償しない方法又は差額を助成金として交付する方法によるものとする。

(成年後見人等報酬費用助成の申請)

第9条 成年後見人等報酬費用助成を申請することができる者(以下「報酬費用申請者」という。)は、成年被後見人等又は成年後見人等(代理権を付与された者に限る。)とする。

2 報酬費用申請者は、成年後見人等報酬費用助成申請書(第4号様式)に市長が必要とする書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

3 成年被後見人等に生計を一にする者がいる場合、報酬費用申請者は、助成を必要とする状況の証明をしなければならない。

(成年後見人等報酬費用助成の決定)

第10条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、成年後見人等報酬費用助成決定(却下)通知書(第5号様式)により、決定内容を報酬費用申請者に通知するものとする。

(成年後見人等報酬費用助成金の交付申請)

第11条 前条の規定により、助成が決定した報酬費用申請者は、報酬付与の審判後、成年後見人等報酬費用助成金交付申請書(第6号様式)に市長が必要と認める書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(成年後見人等報酬費用助成金交付額の決定)

第12条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成金額を決定するとともに、成年後見人等報酬費用助成金交付決定通知書(第7号様式)により、決定内容を報酬費用申請者に通知するものとする。

(成年後見人等報酬費用助成金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により、助成金額が決定した報酬費用申請者は、速やかに成年後見人等報酬費用助成金請求書(第8号様式)により、市長に助成金の請求をするものとする。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに当該助成金を交付するものとする。

(受給資格の喪失)

第14条 成年被後見人等は、第3条第1項の審判が確定した日から1年以内に第6条の手続をしなかった場合は、審判請求申立費用助成金の受給資格を失うものとする。

2 成年被後見人等は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、成年後見人等報酬費用助成金の受給資格を失うものとする。

(1) 報酬付与の審判後1年以内に第11条の手続をしなかったとき。

(2) 第10条の助成決定にかかわらず、第12条に規定する審査の時点において、助成要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成金をその者から返還させることができるものとする。

2 決定内容以外の目的で助成金を使用したと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。